

日高川町空き家改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を移住推進に活用し、日高川町内（以下「町内」という。）への定住を促進することにより地域の活性化を図るため、空き家を改修しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年日高川町規則第27号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 空き家とは、わかやま住まいポータルサイトに登録された個人（不動産業又はこれに類する業を営む個人（以下「個人事業者」という。）を除く。）が所有する物件で、本補助金交付申請日から起算して過去10年以内に県の移住推進空き家活用事業補助金の交付を受けて改修されていない物件をいう。
- (2) 受入協議会とは、日高川町（以下「本町」という。）が認めた地域住民等で構成される移住を支援する協議会をいう。
- (3) 移住とは、本町及び受入協議会の支援を受け、日高川町外（県外を除く。（以下「町外」という。））から10年以上定住する意志を持って生活の拠点を町内に移し、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票を移すことをいう。
- (4) 移住者とは、以下のいずれかの要件に該当する者のことをいう。
 - ア 移住前に第7条に規定する交付申請書等の提出をする者にあつては、第10条に規定する実績報告書等の提出時に空き家に住民票を移す予定の者
 - イ 移住後にあつては、第7条に規定する交付申請書等の提出時に空き家に住民票を移してから3か月以内の者
 - ウ 移住後2年以内の者で、実績報告時に空き家に住民票を移している者
- (5) 所有者等とは、空き家に係る所有権その他権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人（個人事業者を除く。）をいう。
- (6) 既存住宅状況調査とは、既存住宅状況調査技術者が、建物の基礎、外壁等建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査であつて、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に沿って行う調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する個人（個人事業者を除く。）とする。ただし、3親等内の親族にある者、個人事業者及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者及び過去に本補助金の交付を受けた移住者は除くものとする。

- (1) 町外からの移住者が居住する住宅として町内の空き家を改修しようとする当該空き家の所有者等、又は自らが居住する住宅として町内の空き家を購入し、移住に際して改修しようとする町外からの移住者
- (2) 自ら居住する住宅として町内の空き家を借り上げ、移住に際して改修しようとする町外からの移住者

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

(1) 国税、地方税及び国民年金等を滞納している場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、県内事業者による空き家の改修工事（外構工事、障子・ふすまの張替、畳の表替及び軽微な修繕工事を除く。）で、補助金の交付を申請する年度の2月末日までに、補助対象部分の工事が完了する事業とし、事業完了後10年間、当該補助事業の目的に沿って当該住宅を活用するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、空き家の改修工事に要する経費とし、国、県又は町の制度による他の補助等の対象とならない経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象経費の3分の2以内で、限度額は80万円とし端数が生じたときは千円未満を切り捨てる。なお、補助金の交付は同一空き家につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日高川町空き家改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施前に町長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 対象空き家の位置図

(3) 改修部位を明記した平面図

(4) 改修部位の現況写真

(5) 県内事業者が仲介した賃貸借住宅契約書又は不動産売買契約書の写し

(6) 登記の全部事項証明書の写し（売買契約の場合に限る。空き家の所有者等に該当する者が申請する場合、実績報告時の提出可。）

(7) 県内事業者が実施した既存住宅状況調査報告書の写し（既存住宅状況調査は売買又は賃貸借契約締結前に実施しておくこと。）

(8) 居住予定者の住民票の写し

(9) 税金等完納証明書

(10) 誓約書兼同意書

(11) その他町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、日高川町空き家改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 前条の交付決定通知を受けた者が、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、日高川町空き家改

修支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。ただし、交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、日高川町空き家改修支援事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業が完了したときは、日高川町空き家改修支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに、町長に提出しなければならない。

（1）居住者の住民票の写し（移住後のもの）

（2）領収書の写し

（3）改修部位を明記した平面図

（4）改修部位の工事完了後の写真

（5）その他町長が必要と認めるもの

（額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときはその内容を審査し、適当であると認めたときは、日高川町空き家改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の交付額確定通知を受けた者は、日高川町空き家改修支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（補助金の支払い）

第13条 町長は、前条の請求書を受理した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

（現地調査等の協力義務）

第15条 申請者は、町長が補助金に係る予算の執行の適正を期するために調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。